

2000年3月9日
(平成12年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 山本章

市営住宅駐車場管理業務に係るコンピュータ利用について（答申）

2000年（平成12年）2月29日付けで諮問された、市営住宅駐車場管理業務（以下「本業務」という。）に係るコンピュータ利用について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報保護条例第11条の規定によるコンピュータ利用を認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、コンピュータ利用の必要性及び安全対策は、次のとおりである。

- (1) 本市では、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）及び藤沢市市営住宅条例（平成9年藤沢市条例第9号）に基づき、市営住宅の維持管理等を行うとともに、平成8年8月の法改正により、市営住宅内の駐車場が共同施設に位置づけられたことに伴い、駐車場の使用許可、使用料徴収に当たり納付書の作成等を行っている。
- (2) 本業務については、従来は、手作業による処理を行っていたものであるが、今後、車の使用者が増加することが予想されることから、本業務をコンピュータ化することにより、迅速かつ正確な処理を行うことができ、事務の効率化及び市民サービスの向上が図られる。
- (3) 本システムは、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守するとともに、日常的な処理体制及び安全対策としては、本業務における個人情報の保護及び安全対策を図るため、「市営住宅入居者管理業務等個人情報取扱要領」を定め、システム及びデータ保護の管理を行う。

3 審議会の判断理由

以下のことから、コンピュータ利用を認めるものである。

(1) コンピュータ利用の必要性

本業務は、市営住宅入居者の駐車場の管理に当たり、駐車場を使用する者に対する使用許可及び駐車場使用料徴収に伴う納付書の作成等について、正確かつ効率的な事務処理が求められており、事務の効率化及び市民サービスの向上を図るために、コンピュータを利用する必要性は認められる。

(2) 取り扱う個人情報の範囲

コンピュータで取り扱う項目は、次に掲げる事項となっているが、これらは本業務における必要最小限の項目であると認められる。

住所、氏名、車の使用者、車両ナンバー、車種、金融機関等の口座情報

(3) 他のファイルとの結合

本業務におけるシステムは、単体のパーソナルコンピュータを使用する独立したシステムであり、他のファイルとの結合はなく、個人情報の加工処理はされないと考えられる。

(4) 安全対策

本業務の処理に当たっては、個人情報の保護及び安全対策のために必要な事項を定めた「市営住宅入居者管理業務等個人情報取扱要領」に基づき運営されるため、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

以 上